

日高市小口融資制度について

1. 制度概要

事業を営む中小企業者の事業振興を図るため、必要な資金の融資あっせんを行い、償還期限内に完済した場合に、利子及び保証協会への保証料の合計額 20%を利子補給として交付する制度。

2. あっせんの条件

- ・ 資金使途 運転資金又は設備資金に限る
- ・ 融資限度額 750 万円以内
- ・ 融資期間 運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内
- ・ 取扱金融機関 埼玉りそな銀行日高支店、武蔵野銀行日高支店、飯能信用金庫（日高・高萩支店）、埼玉縣信用金庫鶴ヶ島北支店
- ・ 金利 埼玉県小規模事業資金融資制度による利率

3. 近年の利用状況

- ・ 平成 28 年度から利用なし ※令和 7 年度時点すべて融資金完済

年度	件数	融資総額	利子補給額
平成 26 年度	0 件	-	-
平成 27 年度	3 件	1,150 万円	143,210 円
平成 28 年度	3 件	300 万円	33,132 円

4. 近隣市の状況

- ・ 別紙 3 のとおり

5. 今後のスケジュール

- ・ 令和 7 年度 制度の見直しについて検討
各金融機関へのアンケート調査
- ・ 令和 8 年度 小口金融あっせん規則改正 ※「別紙 4」参照
令和 9 年度予算要求